

レギュラトリーサイエンス学会誌編集委員会規約

(2010年11月5日 委員会決定)

(2011年2月 改訂)

1 目的

委員会は、運営規則第16条に基づき、一般社団法人レギュラトリーサイエンス学会理事会のもとに設置されたものであって、機関誌「レギュラトリーサイエンス学会誌」(英名: Regulatory Science of Medical Products)への投稿論文に係る審査等によりその学術的水準を保ち、会員に対して適正な情報を提供することを目的とする。

2 委員長の選任

委員長は委員の互選により選出する。なお、委員の任期は1期2年、3期までである。

3 開催

委員会は、委員長の招集により開催する。

4 呼称

委員会は、レギュラトリーサイエンス学会誌編集委員会と称する。

5 論文審査の手順

論文審査は次の手順で行う。

- (1) 委員長は、投稿論文の審査の必要性を決定し、編集委員の中から担当編集委員を指名する。
- (2) 担当編集委員は、1論文につき原則として2名の学識経験者を審査員として選定する。なお、投稿論文の種類・内容によっては、担当編集委員自身による査読をもって審査に代えることができる。
- (3) 担当編集委員は審査結果に基づき論文の採否を判断し、委員長に報告する。
- (4) 再審査等は担当編集委員が行い、その他問題が生じた場合は、委員長と協議する。
- (5) 担当編集委員の報告に基づき、委員長が論文の採否を決定する。

6. その他

レギュラトリーサイエンスに関連する資料であって、会員に対して情報を提供することが有益なものとして委員会において承認されたものについて、当該資料の作成者等の了承を得た上で、機関誌に「資料」として掲載することができる。